出羽風土略記　八

和書門
二九一五六號
二十五函
二四架
一〇冊
類

内閣文庫
和書
二九一五六號
一七五函
一〇冊
二架
類
（八冇）

地六六

内閣文庫
番號 和 29156
冊數 10（8）
函號 175 35

国立公文書館
National Archives of Japan

図書局文庫

内二〇九[illegible]號

花迺家文庫

出羽國風土略記巻之八

日本政府圖書
內閣文庫
內 一〇九五四號

飽海郡遊佐郷

藏王權現
赤尾津 赤尾津
沙越 訓サ方
八幡宮 稲荷 末社
稲荷大明神
内越館
諏訪大明神

小料
熊野權現
八幡宮
関城
坩海寺
子吉社
深堀館
滝澤館

諏訪社
赤尾館
新川館
八津鳥神社
芳賀館
高山權現
石沢館
山王社

長楽寺
金峯山
八幡宮
東浄院
安楽院 末門及末寺
七面山
保呂羽山
御嶽山
日吉社
宝龍権現

同院 末門及末寺
愛宕山
若明神
地蔵堂
八幡宮
鶴田所
要害大権現
諏訪大明神
白山大明神
月山 神明社

正福院
月山大権現
八塩山（盬）
安楽院
陽明院
八幡宮
蔵王権現（王）
神尾山八幡宮
宝光山大権現

河辺郡

二ッ尾山

女米宮社（米）

出羽風土略記巻之八

由利郡

延喜式主計二巻出羽国十一郡の一郡中に由利郡と訓
紀二十八巻出羽国作ル馬ニ余リハ由利六丈ニ作
河里れ名ありて郡名に非す未詳
由利郡といふ事は催馬楽に見る由利
ハ秋田郡に加へられし也比氏の所領
と見へ先年に上古は秋田郡のうちたりしか東は雄勝
郡に隣し南は飽海郡子村より赤坂小砂川村迄
六里程六里の中央に出羽富士の麓チヂコ村に至る

内 一〇九三四號

三里許なり 廿余里へ三里也 由利郡の境に至るまでしばし
しきりに至る 二里余 南は飽海郡三崎山大師堂の境
より庄内女鹿村と由利郡小砂川と 元禄年中
新堀の論文書 庄内海より 象潟 象潟地 名は小砂川 所
関 末孫村 相沢村 由利郡安形の境より 又関村 塩越
村 仙北の境より 郡中一條 十の内 所通る 石沢
一條は 仁加保之 十の内は小友 内越 子吉 石沢
小滝 鮎川 内 小友 七ヶ村 内越 七 村数七
内越 玉米 羽川 内越 本荘 二十二ヶ村 亀田
内越通 玉米 羽川 川内 内越 内方
笹子 亀田 川内通 大沢 通下

濱道あり 象潟 仁賀保の中に村数廿余村あり 此中村々 小村々あり
名所なり 古は何れも由利の内なり 大須郷村 打越 大沢 あり
小村あり 古来長井 由利郡に十二党とて所々に分れ 年
名を 筑紫 郡中に居 諸党は由利郡としり 郡
これたりし事 由利家の事 赤尾津の談 由利家は 源頼朝公の時より 元年
九月中旬 頼朝公奥州へ発向 十二所に出て後 郡中を
賜りて其後十二党と分れ 小名に 赤尾津 鮎川
子孫 仁賀保 打越 潟保 石沢 滝沢 矢島 岩屋 下村 芹田
是にて 又 下村 玉米 祢々 根井 十二党と云
諸家の 又沢 保々と 玉米 其余 一の党と なり

ニも已古人今不残ニ付此記ニ見ヘ不記也 跡目相続之儀
横手ニ御預ケ之上野介殿より御預ケ被成候 宇都宮城主本多上野介
佐竹家 但馬守殿御預人ニ被仰付候 慶長十九年
御預ケ被遊候 本多上野介殿ハ出羽国由利郡ニ而 [illegible]
一説ニ本多上野介殿ハ元和八年 [illegible] 元和八壬戌
年迄 出羽由利本荘ニ御座候 [illegible]
[illegible]
[illegible] 同年十月 [illegible]
八月十日 [illegible] 出羽由利郡ニ被遣
横手元和八年 [illegible] 佐竹 [illegible]

本多上野介殿 [illegible] 宇都宮 [illegible]
[illegible] 元和八年 [illegible]
同年 [illegible] 同二月 [illegible]
[illegible]
[illegible] 仁賀保 [illegible]
[illegible] 仁賀保 [illegible] 同七月 仁賀保 [illegible]
[illegible]
同十八 [illegible] 仁賀保 [illegible]
[illegible] 十八 [illegible]

同年仁賀保ニ而病死致十六歳ニ而相続 七歳ニ而家督之同八未
年本知行被下置御蔵入被召上一万石在之 同十三年酉
於越後逆被仰付者三千石在之 同十四年 仁賀保
内膳被仰付候ニ付而三千石被下置 寛永二年
為御加増千石致拝領 内膳相続仕候 今の仁賀保出雲守家
候而別ニ同十八巳年 讃岐守之跡式被下置 修理
亮義ハ少之師父被仰付候 改易ニ付同十七年
壱万石被下置 同一年八月十九日 讃岐守病死
同十月廿二日 主馬ニ入部 此時方ニ而被下置候知行地之内十二ヶ村
被下置候 御在城ニ付 仁賀保之内にて壱万石

九千石余 七年 六ヶ所村数十七ヶ村 此高 八月
の十八日九千石 七年 ニ而御料所ニ成 当村大山ニ入候
此分酒井家ニ而知行被下置候 大方御預り 御代官
六ヶ月の一万石余 御預御代官ニ而仕置 十年之後年数
此分右候ハ 十年ニ成候也

御料

仁賀保之内小川村 大沢村 大浜村 川袋村 平井谷村
院内寺 寛村 小滝村 釜谷村 大竹村 此村高也 与代地高二千石
の十九石余 計四ヶ所大山小屋村 此分高也 此年迄 在代ハ
仁賀保主馬領地の内ニ而 酒井家ニ而在候

天和元酉霜月朔日勅使参議中御門殿　綸旨
御勅使ニ付　公儀より　八月　採封之指渡　二千八百石
御領内巡見御下知ニ付巡見御役人衆中之指渡
之者御用書付巡見記之ニ海老氏其中ニ云　八月廿日
太守十年之御治りちとせの川ハ流之御代　御治世記ハ清御所　翼ハ千年了遠ニ
船場ありて云所之増しハ体たらく云所之波海々出掛ハ体ニ
其外月ニ以来御判合ハ御遠　船場木場月のよし申し候季
此木船中ニ於当年ニハ波之此年ニハ所ニて所ニ古鎮
ケカ千本といふし於り記ニ由利御判ありとも候
後年両畑浜之高祭有之方も場とも存へし

諏訪大明神

菅村ニ於テ祭礼神徒御名方命也　七月廿七日祭礼有之被行ハ
御之盛ニ中小幣之之所ニ南社風俗之御祓之由ニ社家
一人ニ而古繕ニ被行候而次第高保年中郷ニ被行候
遠之了正月中ニ加賀保之巡行而南而ニ郡数家
此記之といへとも撰者ニ付年貢之老之給候之
昭之古所ニ而行所とハ所ニ所行所被成候へし

蔵王権現

小滝村ニ於テ祭神安閑天皇命也三月廿一日祭礼御祭日ニ候
河之流之御由也といふ高倉台所年貢於之古保之西國

湖水の景は西に鳥海山の麓を見て東に書写摩耶中島海山の手前を望み
小く嶋々の松は皆神宮寺光(?)の所にて古跡なり盛変
其景に大嶋小嶋の浜に並び藏々權現を祀る所也
本来は立石等にて古跡多く社殿の景色浜の絶景
殊に名高き浜の浪風に浜の西に嶋々浜に浜して
其本に立石相傳へ象潟のみ古橋と云へる
あまの衣かへしの橋の跡はいまもあり
かくてこの浜にかゝる橋
所権現
大沙川村の所(?)なる象潟の神領也　七月十日は例祭

社家菊地何某にて新嘉(?)へる　是より村々并に余郷
村々領
塩越邑　大塩越村　象潟村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]村
三川村　村　村　[illegible]　[illegible]村　大竹村　[illegible]　三森村　[illegible]村
小滝村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]村　本庄村　[illegible]村
[illegible]　川尻村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]
村々　[illegible]　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]
[illegible]村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]村
[illegible]村　[illegible]　中浜村　[illegible]村　[illegible]村　[illegible]
村　[illegible]村　[illegible]　[illegible]村　[illegible]村

寶木村 以上[illegible]ヶ村 [illegible] 豊村 平井村 山梨村
鮎沢村 原川村 清水村 [illegible]村 [illegible]村
上野村 沢村 [illegible]村 [illegible]村 [illegible]
[illegible]村 祖父[illegible]村 飯原村 中原村 大[illegible]村 [illegible]村
小坂村 [illegible]村 大金村 山[illegible]村 [illegible]村 [illegible]村
[illegible]村 [illegible]村 新[illegible]村 [illegible]村 [illegible]山村
[illegible]山村 [illegible]村 [illegible]村 中[illegible]村 [illegible]村 [illegible]村
[illegible]村 [illegible]村 [illegible]村 [illegible]村 [illegible]村
[illegible]村 [illegible]村 [illegible]村 二[illegible]村 [illegible]村 [illegible]村 [illegible]村
[illegible]村 [illegible]村 [illegible]村 [illegible]地村 山[illegible]村 [illegible]村

以上[illegible]村[illegible]

[illegible]城

[illegible]城ハ[illegible]不詳[illegible]城主[illegible]
[illegible]ニ[illegible]利[illegible]
[illegible]國の武士[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]城[illegible]
[illegible]

桓武天皇人なり　土持は周防に来住後　浄蔵は初度のもとを東大寺律に
しかし了我　初年を東大寺に来住　浄蔵は其の後成れり　此所納
行状記の　此後は　二十五人来り従ふ事成せり。十二葉に社国遍
義光三房行に属氏系一記に　楠正成書列前には　楠正
得る房は市北城住（右先）のもとに於て　又大内家と
いひし人　宗像氏と申す　土持の中に於て小原氏　波にいふ人
此比の頃に至りて　大内氏　滿房出て　桃氏を頼みて　中村氏
を頼みて　宗像の家　宗像氏　遠前（点）を於て　今後
其後出形人　此地にて　壬方に此三名　東文書別
ありし遣ひ　此方氏　書記　[illegible]

山城のその發句は　此國所に　東寺の[illegible]
義光物語　[illegible]
う[illegible]此人事[illegible]　小[illegible]城[illegible]
との小[illegible]　宗像の[illegible]
文和信記に　御所の[illegible]　又大[illegible]
[illegible]小分川[illegible]
慶長十九年　能海[illegible]城主[illegible]
東房[illegible]
之意に[illegible]人[illegible]
人も[illegible]求人いふ[illegible]城主

赤松律院と称せし所にて亦一流の此處は播磨居所ならん城と云ふ乃ち城跡
住したる所に所なりしかは此境に城跡なりや鎌倉殿より施行状
赤松律院は播磨といふ所又同所の内ある者赤松律院に蕃援
下したる事ありて又円教寺に寄付ありて八幡宮を赤松の後に代々の館主
崇敬ありし称が又本所に播磨より八幡宮といふ寺家何ぞ
是を守護せし境内に八幡宮ありて祭る所城にて清守した所赤松律院
或人赤松律院は播磨守の家にて
播磨の守城と称して
彼地の事ならで其城は如何しても播磨の八幡宮と称する
かや又赤松律院は本所播磨守に二城なる要害と而為
其城となりしが清く城なる所の事に時なりしかや

近しき所なり又按ずるに律院は赤松を以て播磨の内にしかして所は
赤松をも長く見えたる所にて人々赤松律院はかつて此の地を選ぶと云ふ
陰陽は播磨の城は赤松律院を用ひ城とし是の城を播磨城と同様なる
者なりし事ども是人にかはる代々播磨の住しけり赤松播磨守と
見ゆるにや 讃岐の其の上所にて又当家
年数ある人が増したる播磨の国は草津に住したるを少しか
由利他播磨に及びし 播磨の住 仁和寺の 称する
河内の守り 芸州
といふ人 國人の井本にて

一 八幡宮

蚶潟の俳士とも家毎大小に詠を残しぬ

　鈴川越

十二里の間を一瞬に鈴川にまかりて後藤氏年月に浮世
[illegible]

　塩越

仁徳[illegible]

[illegible]

[illegible]

象潟[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

如し氏ち人堺と云ハ堺と云貝なる所ニ名付て年頃ハ貝殻
古家ともなく町屋迄延喜式ニ市とも記下にあり
堺浦の名ハ海ニ近く大塩浜といふ村の地境余所より
多し掛ニ在て大沙の浦へ打出る事沙村名とし成るにや
古塩浜とも塩の宮へ至ル浦成て掃ニ沙浜とも謂う
松ニ古人もあり

河越城

堺浦の昔ハ楼の森ニして今ハ細川殿の所ニ在居住ニ
河内元和九年に松平保房一万石に転封まで村替ハなし
城主古人にて松平保房城ハ後同所領地ニ至る迄浜家氏

河年其時ニ保房ニ至ル出羽藩所ハ旧一万石余
前ニ至りし後ハ城の跡ハ見るべきもなし城ハ今迄残り其名ハ
州よりも氏家ニ高く御家ニ堺浦ハ至ル
松ニ前ニ所住ニ能く浜先ニ男子一人家督ニ
二人の嫡子ニ七十余年家督相続人ニ三年余ニ在地ニ住す浦等
の旅人ニも此所ハ今ハ領主なし 内擬内氏ニ此家督の如くして氏古家
松家七十余年の家督ハ相続もなき故ニ没収 殿人居住して以来是ニ
の義ニ由役人ニ定め住所ハ今迄家残り城ニ古く別ニ在て古来ハ
様子大井離散ニ沸き所ニ在り南方ニ此所より人も移り事
古跡とも残ル城ニ所ニ此しく此ニ其地の土ニ隣り民地二三人

にかゝ保度家あれ出せとは人あまた来給ひしに侍りしかなれ
其人の語りしに侍る御使ひの
以伊治神社
倉稲魂大明神 私に雅也 狩の名の[illegible]に附す主神也
いふは此海大物忌神社 春日にいはる事あり
千歳にて神也 右ふなり
天にて清き者の明神にて侍らん
哉 いかゞ 御身の神にし
にして其事也 延喜神名式に 右ふ是を集め 校しし
たつその名に登り [illegible] 是此 [illegible]

然れば天下に年代まで服して事也 然れば宇賀の御魂の神[illegible]
安房にて此[illegible]の宮にくゝる所に在る宇賀能神の大
神に祀り [illegible]記曰 保食 文注 [illegible]
所生和り人居業曰 神児豊宇賀能賣神 文注 [illegible]
社に祭る神也 五穀を生す [illegible] 大物忌神社
同体也 神代には文に倉稲魂命祭 広瀬和賀宇賀賣神
社并大物忌神 大物忌ハ[illegible] 稲荷[illegible] 豊宇賀賣命
[illegible]此清[illegible]記曰 天照大神 与止由氣皇大神
令明斎徳居焉 如天上儀 一處雙焉 和以産業曰 神子
豊宇万能賣 若宇加能賣神也 生五穀為[illegible]酒[illegible]食[illegible]

此むし文徳天皇の時は大神宮に天下泰平たる神馬し
萬所にも此神を勧請して神の人たるを代々に崇めて天之
在り八幡大菩薩と申侍るの事なきにしも八津の貴人萬社の
地なき埒浮の中にして人家も二三軒ありと今は略してなし
いふ社の御まい狩の為の中に八十の鶏しといふ所ありて撲のに
時あるなしに八幡宮の訛にや又いはく八幡の抛神宮や
又いはく浮を八十宮ともいふにや八十の宮ともいふ所あり
国中に名ある社にて社家ありて萬社の盛なり

八幡宮

仁徳天皇御宇の建立にして社家ありて以前よりの社領あり所

神楽を以て社家一人御殿にて御祭事は浦の神職神事
の為也利下向ニ宿る萬社の遥拝の浮の中に文字に所有る拝事
あり東西南北に数多くの宿ありて左右の社の所に社務社家
社司ありて社家あり社家は宮の司にして

妙満寺

禅家の古跡なりしを日蓮上人の開基として此寺の力にて
寺号をしくかく此寺の二十五年の後に寺の内にて此所にいたる
後に妙満寺と名つけしより法華の寺となり寺号を
寺内の僧の住持の寺中に御堂の後に
法名は寺にて浮の所に法にまいりて花の所に

まして海士の汐みちしほの流れしは此宗也宮内経来れる十首有す
なとかおもひやらるゝ是し近代迄度々朝貢も
耽羅のことや物語は古歌の外
と詠まれ侍る今さら書写新たに古人見えず耽羅もと
見えずは上古神功皇后三韓征伐の時此まで流さる
のみならず我朝に随ひ貢を奉る千珠満珠二顆より
持来り捧げ其後時々所著に流されし信国三韓征伐の時
龍宮より貢国へ流されし年月を経て流され成り事も
並にそれ此由継貢返も令流風集拾補録等見え候
此迄なりとも名残りてみえ候形見出し貢国へ渡り耽羅渡

皇后の武徳の威を新羅百済の手柄の外に
ありけるや後世に至る一ちと建て皇后其すけりにや
皇后素国流るゝ一方に及ばず唐土汐は心得ず渡国時法皇
前の宗に八幡宮社に新羅神社を初と見在るも
に信因外に出るは今迄もあり人家し絶に無事なる
所作の流派と存じ候と存じ候やうにて候ふ

芹田坡

仁賀保と用ゆ東征不知甘露北由利芹田村古城
以上家之後の屋敷芹田俵跡古城とも云ふ一所家法
述しけり其後に別当して後あんまり此用と候ふ

伴ひ来候へハ右ハ延宝年中迄ハ此宮ニて奉り候
慶長年中迄ハ此人々神主ニ相勤候処其後ハ家断絶ニ付
今ハ村ノ何某守護いたし候よし御座候や 将軍御朱印

稲荷大明神

小高郡小高浜村ニ在 浜ハ古ハ乙友村ニ移りて小高郷ニ属し
東のかたにありしを小高郷の内に移りけるにや 実御 飽海郡吹浦大物忌神社大権現
大物忌神社ハ今飽海郡吹浦ニ在 稲荷も同郡遊佐郷の内
寄附地ニ今稲荷を祭り奉り由緒ありて社家一人
御祭礼 実御朱印 御寄附之文
寄附之事 一宮 大菩薩ニ中村郡小高郷乙友村
右為天下泰平殊別者当国静謐
寄進之状如件
正平十三年八月晦日 従一位行内大臣
源親房 判
右御朱印ハ当国の南部ニ属したる事 寺ハ小高字岩山下
延元三年正平元年八月朔日和二年戌ニ相違
子眼
十二所ニ在 子眼尼ニて乙祢ニ子眼濱隅ニあり見え候し
貴船神社
子眼尼ハ当村ニ在 社家一人 坂本氏也

内越氏 打越とも云

内越ハ出羽国由利郡内越村より起る 近所に川原に住す
築城し今ハ内越氏ハ[illegible]
由利郡の内打越ニして 内越氏といふ 本堂氏に属す
[illegible]
とふ 一説打越左近ニ[illegible]

潟保氏

十二頭の内にて由利郡潟保村ニ住ス 潟保治部といふ人 潟保氏の子孫なり [illegible]
[illegible]

潟保文[illegible]

石沢氏

十二頭の内にて石沢の内 石沢村ニ住す [illegible]
[illegible]

酒井家臣石川氏云々保忠に於て

一 諏訪大明神

石川村ニ有リ石川信濃守清光[illegible]社家一人今ハ杉浦氏

古神宮

川村ニ有リ社家一人大橋氏ナリ

諏訪領

十二ヶ所 諏訪明神領 [illegible]

文中ニ諏訪宮[illegible]

[illegible]

[illegible]

武蔵十二ヶ所 [illegible] 諏訪 [illegible] 又一紙ニ [illegible]

壱万石 [illegible] 京ニ及 慶長八年 諏訪 [illegible]

[illegible]

一 [illegible] 福氏

一 山王神社

在 諏訪 [illegible] 川村ニ在 [illegible]

[illegible] 社家壱人 [illegible]

矢沢氏

高坂 主生 [illegible] 先祖 [illegible]

[illegible]

御例とて下之高所ところへし
次々村 大福村 然前原村 神山村 船内堀村 以上五余也
天神村 中村 町村 下毛子村 枝比屋村 以上皆子也
猿今出村 幸神村 上出根村 衣笠原村 中出根村 下出根村
百宅村 以上出張也
新水村 宝川村 猪野村 岩村 金今村 真原村 以上下村也
芝原村 岩村 葛野村 寺村 長谷原村 松ヶ崎村 畑原川村
上坂本 鹿ケ谷村 北白川村 以上土原也
小川村 寺町村 伏見 小栗栖村 嶋田 深草村 黒田村
次々間 田代村 新田村 としや 村 八日町村 祓村 以上四

七日町村 真原村 廿日町村 真とこ村 坂ノ下村 真所村
新庄村 中山村 八ツ方村 小枝ノ村 きま村 松ノ原村
川原村 以上七也
新町村 大溝村 谷見村 寺道村 大安村 船屋村 下坂
野村 横尾村 伊勢原地村 東畑郷下は紫原の内なり 田代村 川原白也
此内を越中別へ所地ニ別当所を頼賀へ了地之伊勢原地
村ハ役料として小家見宮所ニ待所
当主ハ御本方ゟ生駒兼領の所ニて往古通路也 大津へ
新田代ゟ上後川田々ハ真子の前を新庄への通路也
東鳴坂

武人十二葉ノ図大井太郎といふ人所作したりし詳ならす
ともまた作りしもの夫より年序ハ小笠原家に伝へたるにや
家伝ニ家ノ記ニ小笠原流ノ来歴等をあらハ
見えたりしも詳ならさる事の外

永天庵宗清柔

稗此書ハ作りたる家の外
ともかくおのゝ図ハ草稿ニ山のあらましを書添へし花ノ形を
余所ノ述さる事ハならへし天庵書家中にあるを小笠原
流古之武人家伝此一書ニしく伊代より伝ハりしものに
其流の嫡々京にて記ス　武人の評ハ能海郡銘有をと彼伝

小笠原家ハ先しけるたりけりて文のこと
諸将ニ打出で弓馬の家ハ秀ニ郷小笠原ニ古法伝ニ数
来伝ハこの秘伝家ノ作ル流華の伝ニ[illegible]
所ニ伝ハ小笠原ニ流ニ相伝ニ伝ニ自其伊那郡ニ[illegible]
播州加須ニ[illegible]ニ子ニ[illegible]ニ武州深更ニ[illegible]
御ニ申ス[illegible]此武ニ伝リニ伏見ニ[illegible]
とおなし[illegible]
ニ家中進ニ波多[illegible]
法[illegible]別ニ[illegible]
申[illegible]文此中ニ[illegible]郡の[illegible]三十[illegible]

者也今の如く長橋をして渡しけるゝ所へ付 二三十間ほと付に
橋を架せ其上を渡しけるに地形を改め其後又川の中に地形に
高き人数を以て并所々に銭を遣し川の真中に橋杭を立
立て高き所に普請を遂て成り難き所にも石垣を築き高き石を
まゝに地の高き所を開き其前に一人の成る海を成り石垣を築き
橋を引取のみ後も今に時まで日月大浦の上に流れ出たる
川筋に渡す事なし然るに長の橋を架け流れ出る
是を橋長揚細文数川にて渡し縄にて其を引き結びて
渡す人雑も九間余の中にて渡す所に掛けて渡る舟を廻し
渡す者共に此二三間の中に渡して渡し通る趣見ゆる哉

在所一味にして渡し連ね候ところ来る年寄共の者ども申し
之候御上様一ヶ所渡二ヶ所渡に付候者共はよくよく存じ
申付候然るに橋所の見合ひを立てて人々の下にて勤め候者に申し付
六月十二日 米倉氏 與判

小谷川渡

西川筋の内に橋川とて以前より人渡し場あり然りといへども長
者長九尺ばかりにして人未だ越後の方へ通ふ所なり今に至る
之者追て天正十三年酉の夏より立たる時小谷川氏
渡所は年号未考元和元年越後通ひ二ヶ所を渡し
橋一つ設け其後元和十七年の頃より舟を渡し来たる事

おもふに橋本が家長は我相が家長 長重と號して家長

しまりしかや一つのゆかりしかし人の先祖は播州

の月を經しよう人にして右京亮二乙亥三月ぶ經とありけ

ぞしられしとある

下村鼓

十二葉のうらに云事は下の洋下村々と經てもしれたる也

下村小笠原にも小笠原に逢し傍名に残り嗚呼(?)逢に得

後関越過(?)の經師(?)名經標(?)を云とせし小笠原流に

よらしく人の名鼓とおもふとや

其家山

下村氏寛閑の家業にして經ては代々西地に於て世嗣

別號を極にもせしにより相重風の摸様を写して耶保呂

波の紋にいさゝか書紋をしていふもとの家名勇紹にけ

保呂波東浪の家に極にもなと云傳へたり

冠筆山

家に伝流の家紋を継てもしけれとも家に連家

家紋のたけ境經すの新家所て此様に其家

ふ事の家鬼子としも書にけりけり

月も大摸覽

大江氏は村北來にも此様に人あり

むかし近江の國に植木加賀守長重と號して加賀長
し一
一 十一 此國井中とよりし人の先祖は播州
に生れて飛ひより人かくて名水二乙亥に月里所とよりしる
ちしれししかし

下村 政

十二才にして京にてありて小浮下村氏を継て代々相續して記
下村小笠原しての小笠原に成也姓名を改ては氏は播州より
北國越後の國より來りて小笠原能登守
とかし人あり被と北へうつりしや
其後守也

下村氏家門に不審をしらぬ人ハ代々の両地を知りし者
別當ヲ掲示もしいひ羽黒派の修験也寺住職候
波の振りしく重修也しいふ年ある宮所に
保呂波東浦の所は極々にもと宮所とし

笠翠也

常諸院に常院の旗下にもしいふ修驗の道者
羽黒の所領の新發所也修験者
しふ事の羽黒としいはきよりしいふ

同し大橋見

大江氏ハ松山の村其來て也修験者入ける

国立公文書館 National Archives of Japan

八幡宮

同く大内沢村ニあり 是ハ 坂本 和田 出原 定峰 等四ヶ村ニ
八幡宮あり何れも 村家の鎮守也

星の神

前の同井戸村にあり 村家の鎮守也 六月十九日祭礼
下野国小星宮 罪作神 多くハ此祭神ニ祀り 祭神 経津主神也

八幡の観音

川肩ハ 郷名にて 川肩連 西代村にあり 境内一人あり
平彼

出原今ハ浮峯所村といへる出原村にて此木に住居せし
武士ハ時の本所宗清の家臣にて見る所にて此武士ハ
坊舎を備へしといふあたりに此森の中に寺
未我世杉 ありといふ 其の森の内に
いふ所ハ出原宮にありしに此人杉をや返り持ちとし
或人出原より移住せしといふ

地蔵堂

仁和の保用ニより此地村にあり 佐々木の
杉林別当寶積寺にて

雄勝郡

雄勝村 取勝村 上小勝村 下小勝村 宝勝村 此所院内 院内村

杉山村 柳村 石原村 三関村 此所駅家 湯沢村 足田村 横堀にて名高し

駒形 仁賀保 雄勝村 飯地にして雄勝村に役所有て三ヶ所

の内 是別 内河原 名に立つ地 此所雄勝郡一丁目村と内河原 飯地にありしなり

仁賀保 谷峰 両堺 河原なり

平鹿

平鹿は古へ由利郡にて有りしを延喜式二十八巻

出羽国駅家 最上 村山 十処 上文駅家 横手 飽海 秋田 由利 古へ横手 飽海 郡処

横手由利 郡十二処 飽海 秋田郡十処 同地あり

最上由利二処にて其気なし文徳に非ずして古へ由利郡属と

別地なりしを今此しく由利郡民府に拼方と云ふしてなし

とは云て川沢に遠くは富士秋田郡民内しくなり

三代実録に元年出羽国秋田城平鹿飽海郡と有り

及び宇飽海秋田郡の諸郡ありて云ふ 一説に

諸駅を由利郡の彼住とし人の身延喜式文武

古へ遠き由利古へ秋田の西に横手諸住

てし定めて分りし平鹿二巻にも見えて宿駅道

年に古き年には飢饉にて出羽国の中に七のとして

古に由利を所にして 加て見て宿駅道は

遊那志度令貴彦氏聞伝ゝかへ暴而入たりのふ寒く
来あ二年二月の末迄又寒凝十巻には泰衡討伐大河次郎
兼任致逆之企て万従兵郎等尋常に候て
予周之謝継てれ万事任逆度若出羽中人惟季氏
許し而吉書記録十五巻奥州勝岳坂井掌条下
住居ても出羽にも同少領収年て住り田あもよ
建武元年に至りて奥州のも守衛所に従属家の氏
北条（若狭守の家の家臣）出羽助八太宗七ヶ条金謡にも秘かに学行
太宗謹弁の二條につきたる上福七郎又金謡
入称く候りし事ぞ氏に属したる機村左衛門

吉野ゟ京ニ入給ふ時は其後也 故家者
此令事也又清たまは其巻奥州闕の条々定所氏
を又政家軍兵を催れし国々も出羽にも国々相従記
十巻当地京所令残至金体武者討死ヶ条下にも出
利十郎し同十六巻にも出羽十郎大将にも

八幡宮

当社は往古代々の宗家の後社家社人（社司一員）
修験者人とる三月ま七日迄社家各勤仕にも令
ニ付持代々月十四日祭礼氏子之神楽獅子社参ㇾ

院内 彼又根城事

さて慶長の古代に仁賀保兵庫代々居住これ有しに其後出羽義光
讀ても其記事別ニ聞しに其頃ニ仁賀保にてハ義光卒後最上の手記
義光歿後最上国とし諸将出羽郷の事ニ仁賀保兵庫
なり初め入しなと是ハ慶長七年にて年を過し時節を擇し其内
付き最上家ハ夥く存られたりしや本山和泉の家臣に

扨の世代慶長元和兼の儀

さいふ内にハ仁賀保兵庫旧記を見てしもの家伝ハ家
記を年よりハ慶長十七年とまし二代を命じられたり
仁賀保兵庫ハ慶長の中に移ゆきし寛永に兵庫日野備中
守名代として人をもつて郡を検地して後是非を
仁賀保家の検地しよりハ元和年中頃の事ニ此城破却に
しるし

七高山大権現

院内村にあり古仁賀保兵庫之を祭りしと社ハや神職ハ詳
慶保年中に焼失し七高山別当権現を宗とし守社
神家一人ありて古ハ広境と知られしや広境院を発し
いふ三月十五日祭礼あり又伊村の社家神事を執り仕候家
十四郷土地守として代々相勤る
七高山ハ鳥海山の事何れも美濃国出羽山岡識

神宮寺　於下總國香取山　大和國之　此七寺ハ高岳之勧
請したまふ所なり　自國山の月庵の寺を七寺といふ
神仏の説あれは　所をかへて　後にあちかに七高き
勧請したまひといへとも　今ハ其本　村名をのこし

蒲原郡

松ヶ沢村　北ヶ沢村　道川村　新川村　石坂村　大廟村
於島村　烟巻村　富谷村　中野目村　中波村　赤倉村
牛島村　王瀬村　岩谷所村　深沢村　末坂村　大谷村
六日町村　山内村　楢葉村　芦葉川村　以上内越通之
上舘田村　是山沢村　中長村　高尾村　沢山村　長坂村　五十沙村

岩目沢村　羽黄村　大谷村　小栗山村　中向代村　新田村
菖蒲村　乃位村　松山村　加賀ノ沢村　大花沢村　福島村迄
沢村　松川村　狭川村　川口村　鬼面村　下館田村　以上滝通あり
新津村　猿山村　中俣村　北ノ沢村　菅ノ沢村　猿田村
向鷲村　沢平田村　新堀村　富田村　此ノ貝村　永行
寺村　五ヶ名川村　以上ハ山寺通之
赤平村　二日村　見ノ川村　猪瀬村　石川村　長濱村　桂植村
八日町村　狩田村　以上ハ五所村　某其深沢村　早之前村　演原村
以上　上之瀬通之村数　四十七村　相馬高正守所

宮城之事

福岡なる城のことは古き[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

松坂より若松へうつし慶長三年奥州若松の城を守る[illegible]

[illegible]

[illegible]

蒲生[illegible]

寛永四年より加藤[illegible]

八幡宮

[illegible]

[illegible]

[illegible]

保科肥後守正之 羽州最上より

紀州保田荘の坊也 社領三十石 社家六人 此外当代牛王
売捌ニ出申候 保田荘中 当所ゟ 御朱印 相渡ル
紀州ニ在之候 同村 小峯大明神 社地 御除地
若一王子大権現
此社ハ 社領十石 別当一寺 真言宗
蔵王権現
川辺ニ 昔ゟ 此社有 社領十石 御朱印 牛王宝印
熊野より 保田荘 当所 御宮ハ 出来
八幡宮
同郡 宮原村ニ 社領三十石 別当一寺 真言宗

羽黒山大権現
右当山者 往古ゟ 勅願所ニ而 牛王宝殿の
東小 保元年 出羽の国 羽黒山ゟ 日高郡 羽黒
権現ニ 勧請奉り 社殿建立 一処
造営 四十三代 白河院の御宇 同年 保元
年 御造営 ... 二代 後光院の御宇
正元年 ... 三代 後花園院 文安四年ニ
和 ... 遷宮 社家三人 有 安養寺 荘村の内ニ
紀州 川辺郡の境ニ
河嶽山大権現

下濱道場村にあり本尊弥陀元年勧請す社家一人あり
源氏相模の源流と見えて清門嶽より変(?)障にありて
又うたり 松本保 身(?)保 此地のたかくして此下に祠有
松本門原村と云所にして当郡川内通相生村と袁(?)
りし同郡矢吹(?)領下村と寛(?)内村と接し合ひて縁(?)
牛立と云所に御(?)岸にて常に(?)ものをさかれ傑(?)とあり
多くありて同郡通事帰(?)白き以に乞ひし六郷のたかくして
前(?)内の神社より下りて勧請して清嶽大権現といふ
小や 城下より清門嶽大権現と称す 古き勧請の年号詳
社家喜(?)人 わかちとかく 清門嶽に在て本当村にて此神をうつす

岩谷坂

十二丁余の坂也 此坂道君谷(?)へ行所に在所の一花にて若谷
在る所あり 往来にいふ所に云もの頂へて[illegible]より戌
没落(?)としてあり 右掛して河西通(?)しける人也や

相指門坂

一説に十二丁余の坂也 又一説に相当(?)陣(?)常にあり
不見なりし下河通に相指門村にて此坂を行ふたる人也や

諏訪大明神

内城通岩谷村にあり 古き神社にて勧請の年紀詳ならず
一説に小笠原といふ人の氏神にて十六代(?)勧請[illegible]

右之人米芳所之内山田宮 竹山大明神 龍田山神と
五ヶ所の社 社家壱人ニて守護仕

神田山八幡宮

下瀬之通豆志原村に八幡大神宮 遊覧山城付勧請
しかふ社 年 社家壱人同苗氏 其村相共祀社に

日吉社

内越之通深沢村に勧請之年代ふ祥 社家壱人世内氏

白山大明神

大迫之通君が村村に而紫神ふ祥 大同二年造営
将軍之來ちつ年ら終り七月十七日祭禮有 七社

駒嶽之山ふ年始修之以今大ヶ年毎之社家一人
宮本氏 末社 神所有

室嶽権現

山瀬之通内川村紫神ふ祥 社家壱人今

月山神社

大迫之通當田おの山村の内ふなり稗貫郡月山神社村
田村将軍東夷征伐之時勧請之由申伝へ

湯殿山薬師ふかふちょと申

右領主岩城自之由 祈願所寄進をもつてしかし
有之候

河辺郡 かはのへのこほり

此郡も秋田郡を分別せしにや 古風土記に南部に東に
不詳 延喜式并和名抄出羽國十一郡の内 河辺とあり
平鹿郡 南に[illegible]河辺郡に[illegible]
北は方秋田郡に[illegible]郡 雄川の南に接[illegible]地
雄勝川河辺郡にいたり 川南郡に[illegible]秋田
川といふ川の辺には南とは秋田也 三代實録
陽成天皇元慶二年夷俘討伐に於て安倍[illegible]
りし来りて秋田城[illegible]夷俘[illegible]河辺にて川連ハ
河辺川の秋田河辺[illegible]秋田[illegible]

飯[illegible]村より小[illegible]村の[illegible]山村
[illegible]河辺郡に[illegible]村 [illegible]坂村[illegible]里 [illegible]
[illegible]小[illegible]の[illegible]

高尾山

[illegible]に[illegible]も[illegible]

女米木社

女米木村の山[illegible]の[illegible]神 不詳 古[illegible]
[illegible]注[illegible]討伐[illegible]
の[illegible]古[illegible]
[illegible]

図書文庫
墨阪十一代主寫藏記
図書文庫

以黒河春村藏本摸寫之

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan